

震災対策編

第1編 総 則

第1章 計画の方針	1-1
第1節 目的	1-1
第2節 計画の性格	1-1
第3節 防災に関する組織及び実施責任	1-1
第4節 防災関係機関の処理すべき業務の大綱及び住民・事業所のとるべき措置	1-1
第5節 地震防災緊急事業五箇年計画	1-7
第2章 周防大島町の地震環境と地盤	1-8
第1節 町土の概況	1-8
第2節 地震活動環境	1-8
第3節 津波	1-10
第3章 被害想定	1-13
第1節 被害想定的前提条件	1-13
第2節 被害想定結果	1-17

第2編 災害予防計画

第1章 防災思想の普及啓発	2-1
第1節 自主防災思想の普及啓発	2-1
第2節 防災知識の普及啓発	2-1
第3節 災害教訓の伝承	2-2
第4節 大島防災センターの活用	2-2
第2章 防災活動の促進	2-3
第1節 消防団・水防団の育成強化	2-3
第2節 自主防災組織の育成	2-3
第3節 自主防犯組織の育成	2-3
第4節 企業防災活動の促進	2-3
第5節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	2-3
第3章 防災訓練の実施	2-4
第1節 町の行う防災訓練	2-4
第2節 事業所、自主防災組織及び住民の行う防災訓練	2-5
第4章 地震に強い住宅地・農山漁村構造の形成	2-6

第1節	避難地の整備	2-6
第2節	避難路の整備	2-6
第3節	延焼遮断帯の整備	2-6
第4節	道路の整備	2-7
第5節	公園の整備	2-7
第6節	河川・海岸の整備	2-7
第7節	港湾・漁港の整備	2-7
第8節	農山漁村地域の防災対策の推進	2-7
第9節	孤立危険区域の対策	2-7
第5章	建築物・公共土木施設等の耐震化	2-9
第1節	建築物の耐震化	2-9
第2節	ライフライン施設の耐震化	2-11
第3節	交通施設の耐震性の確保等	2-12
第4節	河川、海岸、港湾・漁港、砂防設備及び治山施設等の耐震性の確保	2-12
第6章	土砂・地盤災害の予防	2-14
第1節	土砂災害の予防	2-14
第2節	地盤災害の予防	2-15
第7章	災害情報体制の整備	2-16
第1節	災害情報の収集、連絡体制	2-16
第8章	災害応急体制の整備	2-17
第1節	職員の体制	2-17
第2節	防災関係機関との連携体制	2-17
第3節	自衛隊との連携体制	2-18
第4節	海上保安部署との連携体制	2-18
第5節	防災中枢機能の確保、充実	2-18
第9章	避難予防対策	2-19
第1節	避難計画	2-19
第2節	学校その他防災上重要な施設の避難計画	2-22
第3節	応急仮設住宅の建設及び住宅の提供	2-22
第10章	救助・救急、医療活動	2-23
第1節	救助・救急活動	2-23
第2節	医療活動	2-23
第11章	火災予防対策	2-24
第1節	出火防止	2-24
第2節	初期消火	2-25
第3節	消防力の強化	2-25

第12章 要配慮者対策	-----	2-26
第1節 社会福祉施設、病院等の対策	-----	2-26
第2節 在宅要配慮者対策	-----	2-27
第3節 避難行動要支援者名簿	-----	2-27
第4節 防災知識等の普及啓発・訓練	-----	2-27
第5節 避難所対策	-----	2-27
第13章 緊急輸送活動	-----	2-29
第1節 緊急輸送ネットワークの整備	-----	2-29
第2節 道路交通管理体制の整備	-----	2-29
第3節 道路啓開	-----	2-29
第4節 緊急輸送車両等の確保	-----	2-29
第14章 災害救助物資の確保、災害対策基金計画	-----	2-30
第1節 災害救助物資確保計画	-----	2-30
第2節 災害対策基金計画	-----	2-30
第15章 ボランティア活動の環境整備	-----	2-31
第1節 ボランティアの位置付け	-----	2-31
第2節 ボランティアの育成	-----	2-31
第3節 ボランティアの登録	-----	2-31
第4節 ボランティア支援体制の整備	-----	2-31
第5節 ボランティアセンターの体制強化	-----	2-32
第16章 施設、設備等の応急復旧体制	-----	2-33
第1節 公共施設等の応急復旧体制	-----	2-33
第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	-----	2-33
第17章 津波災害予防対策	-----	2-34
第1節 津波防災意識の向上	-----	2-34
第2節 津波からの避難	-----	2-35
第3節 海岸保全施設等の整備	-----	2-37
第4節 避難場所、避難経路、津波避難ビル等の指定・整備	-----	2-38

第3編 災害応急対策計画

第1章 応急活動計画	-----	3-1
第1節 町の活動体制	-----	3-1
第2節 支援活動体制	-----	3-7
第2章 災害情報の収集・伝達計画	-----	3-8
第1節 災害情報計画	-----	3-8

第2節	災害情報収集・伝達計画	3-14
第3節	通信運用計画	3-16
第4節	災害時の放送	3-16
第5節	広報計画	3-17
第3章	救助・救急、医療等活動計画	3-18
第1節	救助・救急活動	3-18
第2節	医療等活動計画	3-19
第4章	避難計画	3-20
第1節	避難勧告・指示	3-20
第2節	避難所の設置運営	3-21
第5章	県消防防災ヘリコプター出動要請計画	3-22
第6章	応援要請計画	3-23
第1節	相互応援協力計画	3-23
第2節	自衛隊災害派遣要請計画	3-23
第7章	緊急輸送計画	3-25
第1節	緊急輸送ネットワークの整備	3-25
第2節	緊急道路啓開	3-25
第3節	輸送車両等の確保	3-25
第4節	災害救助法による輸送基準	3-26
第5節	交通規制	3-26
第6節	臨時ヘリポート設定計画	3-26
第8章	災害救助法の適用計画	3-28
第1節	災害救助法の適用	3-28
第2節	技能者、労務者等の雇い上げ計画	3-28
第9章	食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画	3-30
第1節	食料供給計画	3-29
第2節	飲料水供給計画	3-29
第3節	生活必需品等の供給計画	3-29
第10章	保健衛生計画	3-30
第1節	防疫及び食品衛生監視	3-30
第2節	遺体の処理計画	3-30
第3節	清掃計画	3-30
第4節	動物愛護管理計画	3-31
第11章	応急住宅計画	3-32
第1節	応急仮設住宅の供与	3-32
第2節	被災住宅の応急修理	3-32

第3節	建設資機材等の調達	3-32
第4節	公営住宅の応急修理	3-32
第5節	被災建築物の地震後の対策	3-32
第12章	水防・消防、危険物等対策計画	3-34
第1節	水防活動計画	3-34
第2節	消防活動計画	3-36
第3節	危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	3-38
第13章	災害警備計画	3-44
第1節	陸上警備体制	3-44
第2節	海上警備体制	3-44
第14章	要配慮者支援計画	3-46
第1節	避難誘導・避難所の管理等	3-46
第2節	保健・福祉対策	3-46
第15章	ボランティア活動支援計画	3-47
第1節	一般ボランティアの支援体制	3-47
第2節	専門ボランティアの支援体制	3-47
第3節	他市町等の災害救援活動への支援	3-47
第16章	応急教育計画	3-48
第1節	文教対策	3-48
第2節	学校施設等の防災対策	3-49
第3節	災害応急活動	3-49
第17章	ライフライン施設の応急復旧計画	3-51
第1節	電力施設	3-51
第2節	ガス施設	3-51
第3節	水道施設	3-51
第4節	下水道施設	3-51
第5節	電気通信設備	3-52
第18章	公共施設等の応急復旧計画	3-53
第1節	公共土木施設	3-53
第2節	公共施設	3-54
第3節	住民への広報活動	3-56
第19章	広域消防応援・受援に係る計画	3-57
第20章	津波災害応急対策計画	3-58
第1節	避難指示の伝達	3-58
第2節	住民等の避難行動	3-58
第3節	避難誘導	3-59

第4節	津波災害情報等の連絡体制	3-59
第21章	南海トラフ地震防災対策推進計画	3-60
第1節	総則	3-60
第2節	南海トラフ地震の概要	3-60
第3節	災害対策本部等の設置等	3-65
第4節	地震発生時の応急対策等	3-65
第5節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	3-67
第6節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	3-70
第7節	防災訓練計画	3-71
第8節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	3-71

第4編 復旧・復興計画

第1章	被災者の生活再建計画	4-1
第1節	被災者の生活確保	4-1
第2節	義援金及び見舞品の受入れ・配分	4-2
第3節	生活必需品、復旧資材等の供給	4-2
第2章	公共施設の災害復旧・復興計画	4-3
第1節	公共施設災害復旧の基本方針	4-3
第2節	災害復旧事業の推進	4-3
第3節	計画的な復興	4-3
第3章	被災中小企業・農林水産事業者復興支援計画	4-5
第1節	被災中小企業者の援助措置	4-5
第2節	被災農林漁業関係者の援助措置	4-5
第4章	金融計画	4-6
第1節	銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節	4-6
第2節	非常金融措置	4-6